

守口市水害時避難行動対策指針

令和5年5月 守口市

第1章 守口市水害時避難行動対策指針について

1. 本指針の目的	1י
2. 対象とする水害····································	1י
3. 市の対応方針	י2י
4. 本指針の構成····································	2

第2章 想定する気象条件及び災害シナリオ

1.	本指針における条件設定 ······P4
2.	寝屋川流域のポンプ運転調整についてP6
3.	災害シナリオ ······P8

第3章 水害タイムライン

1. 水害タイムラインの概要
2. 水害タイムライン【全体】P1
3. 水害タイムライン
【① 情報指揮関連】
【② 避難支援関連】
【③ 要配慮者支援関連】P1
【④ 現場対応関連】

第4章 水害対応マニュアル

1.	水害药	す応マニュアルの概要 ・・・・・・P17		
2.	水害時	5の配備体制・基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
3.	水害対応マニュアル(対応部別)			
	(1)	危機管理室P20		
	(2)	総務部(課税課、納税課除<) P24		
	(3)	会計室 ······· P27		
	(4)	選挙管理委員会事務局、監查委員事務局 P29		
	(5)	市長室 ·······P31		
	(6)	企画財政部		
	(7)	議会事務局P37		
	(8)	都市整備部		
	(9)	環境下水道部		
	(10)	課税課、納税課 ······ P50		
	(11)	市民生活部 ······· P52		
	(12)	健康福祉部 ······ P57		
	(13)	こども部		
	(14)	教育部······P66		
	(15)	水道局P69		
	(16)	避難所従事者P72		